

登米市財政健全化基本指針

～ 市政運営の根幹である健全な財政運営を目指して ～

本市を取り巻く厳しい財政状況において、将来にわたり市民サービスが安定的に提供できる市政運営と、効率的な行財政運営を一層推進し、「持続可能な財政基盤の確立」と「次世代に大きな負担を残さない」健全な財政運営を目指すため、下記の基本指針に基づき、財政目標値の実現に向けた取組を進めます。

《 基本指針 》

- ◎効果的な行財政運営の構築と持続可能な財政基盤の確立を図るため、適正な財政規模への移行と地方債残高の抑制に向けた取組を推進します。
- ◎財政負担の軽減を図るため、公共施設の最適な配置により維持管理・更新等に係る経費の削減と予算の平準化に向けた取組を推進します。

《 財政目標値 》

【財政数値】

(単位：億円)

区 分	決 算	見 込		財政目標値	
	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 4 年度 (2022)	令和 9 年度 (2027)
財政規模	485	455	514	424	377
地方債年度末残高	494	507	525	540	502
財政調整基金年度末残高	63	59	44	25	25

※「財政規模」と「地方債年度末残高」は借換債分を除く。

【財政指標】

(単位：%)

区 分	決 算	見 込		財政目標値	
	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 4 年度 (2022)	令和 9 年度 (2027)
経常収支比率	87.5	88.2	90.7	97.4	90.5
実質公債費比率	8.8	9.1	8.8	10.7	10.7

健全な財政運営を目指すため、次の取組を実施します。

- ◎ 財政健全化基本指針と長期財政計画に基づく持続可能な財政運営
- ◎ 財政健全化に向けた行財政改革の推進
- ◎ 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の最適な配置
- ◎ 事務事業の抜本的な見直し

1, 税収等の確保 2, 遊休財産の売却等 3, 「選択と集中」による事務事業の取組 4, 公営企業の経営健全化 など